NK Letter ［NKレター］
VOL. 1 創刊号 2019年 5月号
発行：納税協会
〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4
公益財団法人 納税協会連合会
TEL 06-6135-4062（編集部直通）
FAX 06-6135-4056（ 〃 ）
納税協会ホームページ https://www.nouzeikyokai.or.jp

5 2019 May

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

月	火	水	木	金	土	日
		1 即位の日 大安	2 国民の休日 赤口	3 憲法記念日 先勝	4 みどりの日 友引	5 こどもの日 仏滅
6 振替休日 大安	7 赤口 外国人雇用状況届出書の提出（３月分） 健康保険・厚生年金保険の保険料納付（３月分） 労働者死傷病報告（休業４日未満）の提出（１月～３月分）	8 先勝	9 友引	10 先負 ４月分の源泉所得税等の納付 雇用保険被保険者資格取得届の提出（４月雇入分）	11 仏滅	12 大安
13 赤口	14 先勝	15 友引	16 先負	17 仏滅	18 大安	19 赤口
20 先勝	21 友引	22 先負	23 仏滅	24 大安	25 赤口	26 先勝
27 友引	28 先負	29 仏滅	30 大安	31 赤口 個人住民税の特別徴収額の通知 外国人雇用状況届出書の提出（４月分） 健康保険・厚生年金保険の保険料納付（４月分）	2019 6	

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

総務・経理のお仕事カレンダー 5月の税務と労務

税務

●４月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付

➡ 5月10日（金）まで

●2019年３月決算法人の確定申告と納付 Check!
（法人税・消費税など）

★３月末決算法人では2018年度税制改正（賃上げ及び投資の促進に係る税制等）の適用に注意

★届出により申告期限の延長と見込納付制度あり（消費税を除く）

➡ 決算応当日（月末決算では５月31日（金））まで

●2019年９月決算法人の中間申告（法人税・消費税など）

➡ 決算応当日（月末決算では５月31日（金））まで

●３か月ごとに消費税の中間申告をする法人（前年確定消費税額（国税）が400万円超の法人）のうち2019年６月・９月・12月決算法人の中間申告と納付

➡ 決算応当日（月末決算では５月31日（金））まで

●１か月ごとに消費税の中間申告をする法人（前年確定消費税額（国税）の年税額が4,800万円超の法人）のうち２月・３月決算法人を除く法人の中間申告と納付

➡ 決算応当日（月末決算では５月31日（金））まで

●自動車税（第１期分）の納付

➡都道府県条例指定日まで

●個人住民税（都道府県民税及び市町村民税）の特別徴収額の通知

★2019年6月から翌年5月支給の給与より控除

➡5月31日（金）まで

労務

●雇用保険被保険者資格取得届の提出（4月雇入分）

➡ 5月10日（金）まで

●外国人雇用状況届出書の提出（雇用保険の被保険者ではない外国人の４月雇入・離職分）

➡ 5月31日（金）まで

●健康保険・厚生年金保険の保険料納付（4月分）

➡ 5月31日（金）まで

●申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日が納付期限等の日となります。

Column 「働き方改革」年5日の年次有給休暇取得

労働基準法が改正され、2019年４月１日から、全ての企業において、使用者が時季を指定するなどして従業員に有給休暇を取得させることが必要となりました。罰則規定もありますので注意してください。

対象従業員：年次有給休暇が年10 日以上付与される者

必 要 日 数：付与日（基準日）から１年以内に５日。ただし、事業主による時季指定義務があるのは、従業員自ら取得した日や計画年休の日を、５日から差し引いた残日数。

（公認会計士・税理士　井村奨 ／ 特定社会保険労務士　井村佐都美）

5分で読める！税務 基本のキ

公認会計士・税理士　溝端浩人／税理士　松本栄喜

法人にかかる税金は法人税だけ？

法人には、その所得に対して税金（法人税、地方法人税、事業税、都道府県民税、市町村民税）が課されるだけでなく、不動産や自動車の取得・所有に対しても、不動産取得税、自動車取得税、固定資産税などの税金が課されます。

その他にも、日常の取引の中で消費税や印紙税などの税金がかかってきます。

●法人にかかる税金あれこれ

法人が事業活動をしていく上で関係してくる税金には、様々なものがあります。

また、税金の課税方式には、納税者自ら税法に基づいて所得及び税金を計算して申告し納税するもの（申告納税方式）と、国や地方公共団体が納めるべき税金を納税者に通知し、その通知書に基づいて納税するもの（賦課課税方式）があります。多くの国税は申告納税方式ですが、不動産取得税、自動車取得税、固定資産税などの地方税は、賦課課税方式が適用されています。

なお、内国法人に対する利子、配当などの支払は、所得税の源泉徴収の対象になっています。

●申告納税方式が適用される税金

申告納税方式が適用される税金のうち主なものは以下のとおりです。

なお、税目ごとに非課税範囲が定められており、事業所税等の地方税については課税される地域が限定（人口30万人以上など）されているため、課税事由に該当する場合でも、必ずしも全ての税目において税金が課されるわけではありません。

申告・納税期限
原則として、事業年度終了後2か月＊1以内

税　目	どんなときにかかるか
法人税	所得がある場合（使途秘匿金を支出した場合等も含む）
地方法人税	納める法人税がある場合
都道府県民税	納める法人税がある場合（法人税割）
	原則として必ず納める（均等割）
市町村民税	納める法人税がある場合（法人税割）
	原則として必ず納める（均等割）
事業税＊2	資本金1億円以下の法人で、所得がある場合
	資本金1億円超の法人 原則として納める（外形標準部分）＋（所得割部分）
消費税	商品を購入・販売した場合等
事業所税	事業所を設け事業を行っている場合（資産割、従業者割）

＊1　特別の事情があり事業年度終了日の翌日から2か月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあるなど一定の事由がある場合は、事業年度終了の日までに申請書を提出すれば、申告期限を延長（1～4か月）することができます。

＊2　事業税の一部が、地方法人特別税（国税）として徴収され、その後、人口及び従業者数を基準に地方法人特別譲与税として都道府県に配分されます。なお、地方法人特別税は2019年10月1日以後開始事業年度から廃止され、地方法人特別譲与税は2021年2月の譲与分をもって廃止されます。

ここにも注目！

法人事業税の税率の改正と特別法人事業税等の創設

2019年度の税制改正において、法人事業税の所得割・収入割の標準税率が見直され、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税が創設されました。この改正は、地方法人課税における新たな偏在是正措置として導入されるもので、2019年10月1日以後開始事業年度から適用されます。